

# 雇用仲介事業者<sup>\*</sup>を安心して利用するために

## \*職業紹介事業者・募集情報等提供事業者



急に退職者が出て  
しまった…  
配置基準もあるし、  
急いで採用しなくては

## STOP ちょっと待った！

焦って利用すると、  
トラブルが生じる可能性が高くなります。  
特に、以下のような点にご注意ください。



人材を紹介・リコメンド  
してくれるという  
メール(FAX)が届いた  
「ちょうどよかつた！  
利用してみようかな」

### ！ 利用する前に必ず確認しましょう

- 厚生労働省の認定する  
適正な紹介事業者か  
[認定制度ホームページ▶](#) 
- 実績がある紹介事業者か、  
紹介実績のうち  
離職者は何人か  
[人材サービス総合サイト▶](#) 
- 職業紹介手数料の  
全国平均  
[厚生労働省ホームページ▶](#) 
- 利用料金はいくらなのか  


「比較してみたけど、  
A社が一番安い。  
A社で決まり！」



### ！ 契約内容を詳しく確認しましょう

- 早期退職の場合手数料の返還があるか等、具体的な規定を確認しましょう。
- 無料で掲載される求人広告には、一定期間が過ぎると有料に切り替わる契約のものがあります。
- また、契約の中には高額の違約金条項が設けられているものもあります。違約金の金額や発生条件についてよく確認しましょう。



「離職要因は  
これだったの  
か！さっそく、  
改善だ！」

### ！ 離職要因分析、 職場定着の取り組みをしましょう

- 離職原因の分析なしに新規求職者を採用した場合、過去にあった例と同じ理由で離職する場合があります。離職した場合であっても利用料金の負担がありますので、自社の離職要因を分析し、職場定着の取組を行いましょう。

雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)の利用によるトラブルは、都道府県労働局の『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』までご相談ください。

